

舞鶴市議会議員解職請求に係る請求代表者証明書の交付について

令和7年10月24日付けで舞鶴市議会議員 今西 克己 氏の解職請求(リコール)に係る代表者請求証明書の交付申請があり、本申請に基づき本日(10月29日)付けで解職請求代表者証明書を交付し、その旨を告示しましたのでお知らせします。

記

1. 解職請求の対象 舞鶴市議会議員 今西 克己 氏
2. 解職請求代表者 木田 幸夫 氏(舞鶴市字引土新12番地)
3. 証明書交付日(告示日) 令和7年10月29日(水)
4. 署名収集期間 告示日から1ヶ月(令和7年11月29日(土)まで)
5. 解職請求に必要な署名数 21,038人 以上(選挙人名簿登録者総数の3分の1以上)
6. 今後の流れ
 - 署名数が法定署名数以上となった場合
 - ①請求代表者から選挙管理委員会へ提出
(収集期間満了日の翌日から5日以内)
 - ②選挙管理委員会において署名の審査
(署名簿受理日の翌日から20日以内)
 - ③署名簿の縦覧
(署名の証明終了日の翌日から7日間)
 - ④本請求・議員の解職投票
(本請求書受理の告示日から60日以内)
※投票で過半数の同意が得られた場合、当該議員は職を失います。
 - 署名数が法定署名数以下となった場合
 - ①署名簿の提出は不要であり、以後の手続きはありません。